

## 不登校対策検討委員会設置要綱

(平成29年12月11日教育長決裁)

### (趣旨)

第1条 仙台市における児童生徒の不登校の課題解決に向けて、的確かつ実効性ある対策を検討するため、不登校対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、以下に掲げる事項について調査検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 児童生徒の不登校の現状と課題の分析
- (2) これまでの不登校施策の評価
- (3) 有効な不登校施策の提言

### (組織等)

第3条 委員は、学識経験者、学校関係者、その他必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱の都度、教育長が定める。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 会議は、原則公開とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員会は仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第7条各号に該当すると認められる事項を調査検討する場合にあっては、委員長が会議に諮って、会議を非公開とすることができる。

### (作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、委員長が必要と認めた者をもって構成する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育局学校教育部教育相談課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から実施する。